



PL裁判はこうあるべきだ!

～最近のエアコン火災東京高裁判決を解説する～

消費者運動の力で制定を実現した製造物責任法（PL法）が1995年に施行されて四半世紀が経過しました。しかし、この法律が十分機能して消費者被害の救済に役立ってきたか、という点必ずしもそうではありません。この間の裁判の場では、法施行前と変わらず立証を消費者に求める裁判官も多く、被害者の立証負担の軽減というPL法の趣旨が十分実現されていませんでした。

しかし、2020年に入って言い渡された「エアコン火災東京高裁判決」では、PL法の趣旨をそのまま表した判断がなされました。この判決が、広く裁判所の内外に周知され、後に続くPL事件の被害者の救済に活用される必要があります。

この報告集会では、この判決を解説し、広く周知するために開催いたします。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

【日時】 10月1日（木）14時00分～16時00分

〔Zoomを活用したオンライン報告会〕

【参加費】 無料

【定員】 100人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】 9月24日（木）

【申し込みメールアドレス】 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp （大出）

参加ご希望の方は、上記メール宛先に「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※Zoom会議の詳細は、報告会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用URL〕は登録された方限りとさせていただきます他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。

*** プログラム（予定） ***

1. 基調講演

①最近のPL判例の動向 平野裕之さん（慶應義塾大学教授）

②エアコン火災事件の体験 津村さん（原告）

2. パネルディスカッション

パネリスト

津村さん（原告）

河邊優子さん（代理人弁護士）

白井一さん（技術鑑定人）

平野裕之さん（慶應義塾大学教授）

コーディネーター 中村雅人さん（弁護士・PLオンブズ会議メンバー）

